

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月1日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJ
インベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking
(Luxembourg) S.A.)へ変更した。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、
アールン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
短期ハイイールド・ボンド・ファンド
(Short Duration High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
30億オーストラリア・ドル(約2,548億円)を上限とする。
米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース
30億アメリカ合衆国ドル(約3,353億円)を上限とする。
豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型
30億オーストラリア・ドル(約2,548億円)を上限とする。
米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型
30億アメリカ合衆国ドル(約3,353億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル
(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年4月28日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.75円、
1豪ドル=84.92円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年11月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、管理会社、副管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の名称が変更されたため、また、ファンドの早期償還が決定されたため、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）____の部分は訂正箇所を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

発行者名

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

(注)ルクセンブルグ当局の認可を前提として、平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

発行者名

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)

(注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)へ変更した。

(後略)

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) ルクセンブルグ当局の認可を前提として、平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更する。以下同じ。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)へ変更した。以下同じ。

(後略)

(7) 申込期間

<訂正前>

平成27年9月1日(火曜日)から平成28年8月31日(水曜日)まで

(後略)

<訂正後>

平成27年9月1日(火曜日)から平成28年8月31日(水曜日)まで

(平成28年6月2日以降申込みの取扱いは行われない。)

(後略)

第二部 ファンド情報

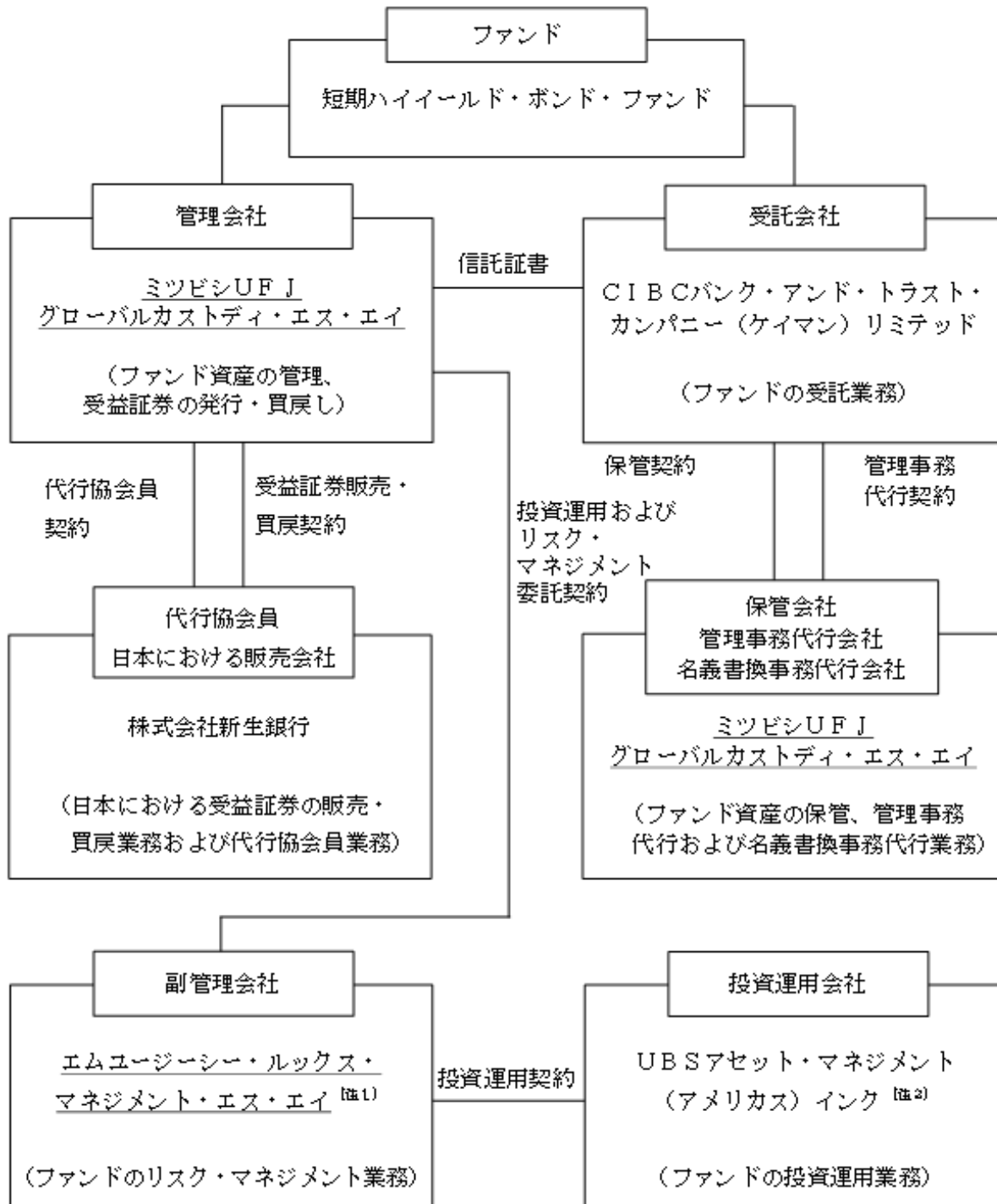
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

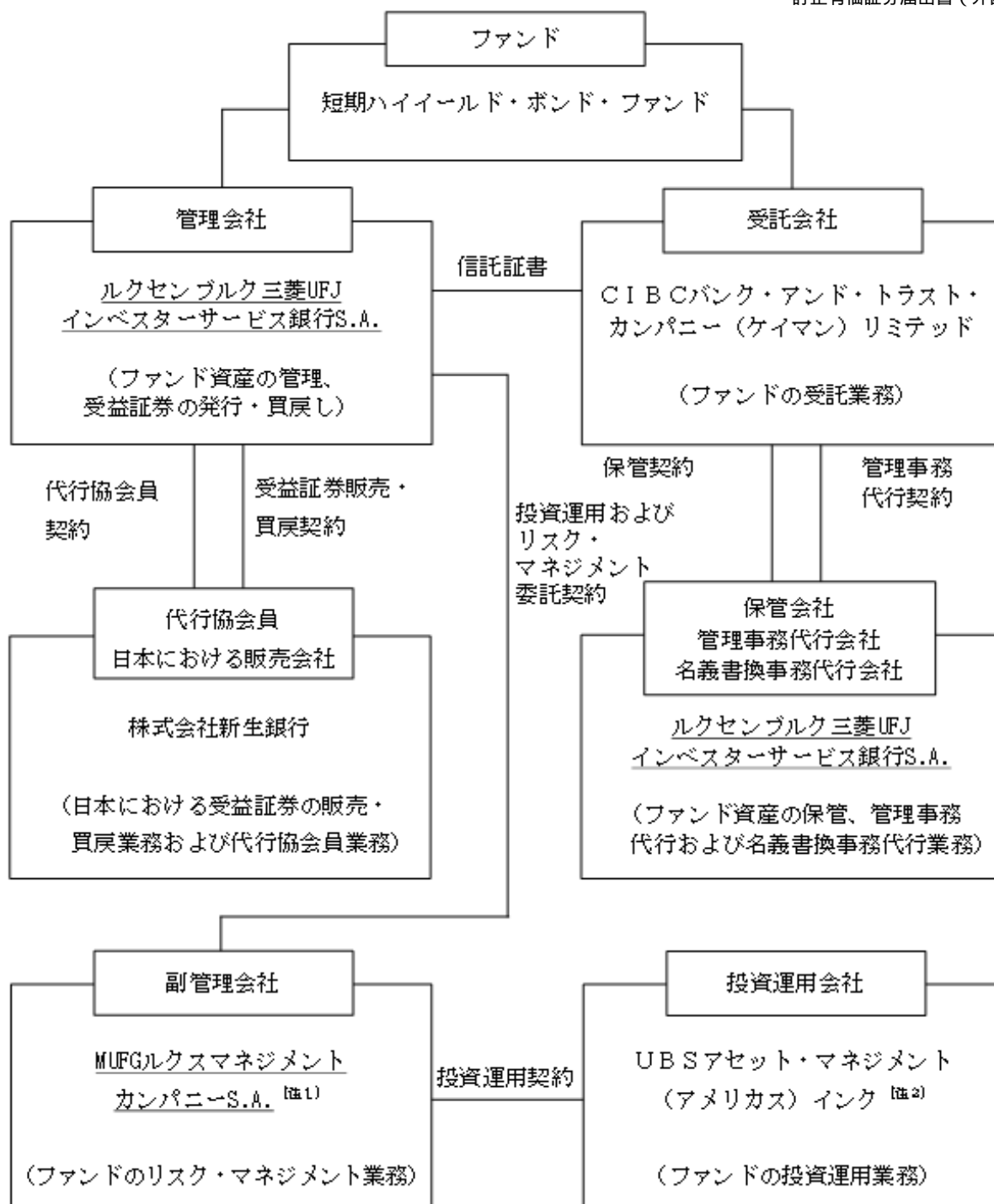
<訂正前>



(注1) ルクセンブルグ当局の認可を前提として、平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)はその名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)に変更する。以下同じ。

(注2) 平成27年10月30日付で、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Global Asset Managemet (Americas) Inc.)はその名称をUBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Asset Managemet (Americas) Inc.)に変更した。以下同じ。

<訂正後>



(注1) 平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)はその名称をMUFGLux ManagementカンパニーS.A.(MUGC Lux Management Company S.A.)へ変更した。以下同じ。

(注2) 平成27年10月30日付で、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Global Asset Managemet (Americas) Inc.)はその名称をUBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Asset Managemet (Americas) Inc.)に変更した。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
株式会社新生銀行	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約（平成27年8月14日付変更契約により修正済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(中略)

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
株式会社新生銀行（注7）	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約（平成27年8月14日付変更契約により修正済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(中略)

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

（注7）株式会社新生銀行は、平成28年6月2日以降ファンド証券の販売業務を停止し、ファンド証券の買戻し業務を行う。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（２）日本における販売

<訂正前>

（前略）

日本の投資者は、営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各営業日に管理会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理会社に取り次ぐものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本の投資者は、営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各営業日に管理会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理会社に取り次ぐものとする。

なお、平成28年６月２日以降、日本における販売会社によるファンド証券の申込みの取扱いが停止される。

（後略）